

第1 趣旨

燃油及び物価高騰により影響を受けた県内農林水産業者の経営安定化を図るため、生産者等(以下「事業実施主体」という。)が実施する省エネ機器等の導入等に要する経費を支援する。

第2 事業の内容等

事業内容、事業実施主体及び採択基準は、別表1のとおりとする。

第3 事業実施計画の承認申請等

事業実施主体は、事業実施計画承認申請書(第1号様式)に事業実施計画書(第2号様式)を添付し、所轄の県振興局長を経由して、知事に申請するものとする。

知事は事業実施計画の内容を審査し、適当と認めるときは承認を行い、事業実施計画承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

事業実施主体は承認された事業実施計画について変更する場合は、事業実施計画変更承認申請書(第4号様式)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとするが、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前着手届(第5号様式)を知事に提出したうえで、交付決定前に着手することができるものとする。

なお、事業実施計画の承認前に着手したものにあっては、この限りではない。

第4 事業の運営

事業主体は、当該事業で設置した施設等を有効に利用し、農林水産業経営の安定のために活用するとともに、善良な管理のもとに円滑な運営を行うものとする。

第5 事業の指導

県は、この事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、事業実施主体を指導するものとする。

第6 助成措置

県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対しその補助に要する経費の一部又は事業実施に要する経費の一部を補助するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和8年度6月補正の予算に係る農林水産業燃油・物価高騰対策緊急支援事業から適用する。

別表 1

事業内容	事業実施主体	採択基準
1 農業用機器等の導入 (1) 省エネ機器 ① 農業用施設	認定農業者、認定新規就農者、営農集団	(1) 導入する機器によって燃料・エネルギーの削減が見込まれること ※補助上限額：10a あたり 通常枠 750 万円、賃上げ枠 800 万円とする (2) 営農集団が事業実施主体となる場合は、受益者が、認定農業者又は認定新規就農者であること
② 農産物直売所	以下の条件を全て満たす直売所の設置者又は運営者 ① 直売所が個人運営でないこと ② 直営の直売所（施設内店舗は含まない）を有すること ③ 直営の直売所が大分県内に所在していること	(1) 導入する機器によって経営コストの削減が見込まれること ※補助上限額：1 直売所あたり 通常枠 750 万円、賃上げ枠 800 万円とする
(2) 園芸用資材	農業者の組織する営農集団	(1) 導入することによって、化学由来資材の代替となるもの又はハウスビニルの長期利用となることが見込まれること (2) 地域の実情、品目に応じた標準的な導入量であること ※補助上限額：10a あたり 通常枠 20.8 万円、賃上げ枠 22.2 万円とする (3) 事業実施主体となる営農集団は、受益者が認定農業者又は認定新規就農者であること
2 林業用機器の導入 (1) 省エネ型乾燥機 ① しいたけ生産施設	右記の条件を全て満たす林業者等の組織する団体、法人及び乾しいたけ生産者、農業協同組合	(1) 導入する機器によって燃料・エネルギーの削減が見込まれること (2) 年間 3 万駒以上の種駒を植菌するしいたけ生産者または法人であること ※補助上限額：1 台あたり 通常枠 150 万円、賃上げ枠 160 万円とする。 (3) 農業協同組合が導入し、しいたけ生産

		<p>者へリースする場合も可とし、下記のことについて留意すること。</p> <p>①事業実施主体と利用者の間において、リースの目的、期間、リース料、リース料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止について明記されたリース契約を締結すること。なお、事業実施主体はリース契約の締結に当たっては、予め、県知事に協議すること。</p> <p>②リース料は、「事業実施主体が負担する金額（事業費－交付額）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。</p> <p>※補助上限額：1台あたり 通常枠 150 万円、賃上げ枠 160 万円とする。</p>
②木材加工流通施設	<p>森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人（第3セクター等）、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人</p>	<p>(1) 導入する機器等によって燃料・エネルギーの削減・生産性の向上が見込まれること</p> <p>※補助上限額：1事業実施主体あたり</p> <p>①燃料の消費削減対策 通常枠 750 万円、賃上げ枠 800 万円</p> <p>②エネルギー削減対策 通常枠 400 万円、賃上げ枠 420 万円とする。</p>
<p>3 漁業用機器等の導入等</p> <p>(1) 省エネ機器</p>	<p>漁業協同組合</p>	<p>(1) 受益する全ての漁業者について、導入する機器によって生産性の向上が見込まれること</p> <p>※補助上限額：1経営体あたり 通常枠 550 万円、賃上げ枠 600 万円とする</p>
<p>(2) 共同利用施設の整備</p>		<p>(1) 整備する施設によって、漁業者の漁船操業の省エネ化が見込まれること</p> <p>※補助上限額：1箇所あたり 500 万円とする</p>